

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公益財団法人相模原市産業振興財団及び環境経済局経済部産業政策課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月6日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査、財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

2 監査の実施日程

平成28年10月31日から平成29年3月3日まで

3 監査の対象

- (1) 公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)が行った相模原市からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務
- (2) 環境経済局経済部産業政策課が行った産業振興財団に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務
- (3) 監査の対象期間
平成28年度(平成28年12月末日まで)。ただし、必要に応じて平成27年度以前分についても対象とした。
- (4) 産業振興財団に対する出資、財政援助及び指定管理料の状況

ア 出資

設立出捐金 80,000,000円

イ 財政援助

補助金名称 相模原市産業振興財団運営費補助金

交付決定額 74,100,000円(平成28年度)

支出済額 74,100,000円(平成28年12月末日現在)

ウ 指定管理料

施設名称 相模原市立産業会館(以下「産業会館」という。)

指定管理料 66,993,400円(平成28年度)

支出済額 58,793,400円(平成28年12月末日現在)

4 監査の着眼点

産業振興財団が行った市からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務並びに産業政策課が行った産業振興財団に対する出資に係る指導

に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務が適正に執行されているかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 産業振興財団

ア 出資団体事務

(ア) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(イ) 事業成績及び財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。

(ウ) 経営成績及び財政状態は良好か。

(エ) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(オ) 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

イ 財政援助団体事務

(ア) 事業計画書、予算書及び財務諸表等と、所管部局へ提出した補助金関係書類は符合するか。

(イ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が交付対象以外に流用されていないか。

(ウ) 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握できるか。また、提出時期は適切か。

(エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(オ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

ウ 公の施設の指定管理者事務

(ア) 協定内容に反する再委託を行っていないか。

(イ) 管理業務終了後の各種報告書の提出は期限内になされているか。

(ウ) 利用料金等の収納は適正に行われているか。

(エ) 施設利用促進のための努力はなされているか。

(オ) 管理業務に係る収支の会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

(2) 産業政策課

ア 出資団体事務

- (ア) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (イ) 出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

イ 財政援助団体事務

- (ア) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (エ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

ウ 公の施設の指定管理者事務

- (ア) 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 管理業務の履行の確認は、各種報告書によりなされているか。
- (ウ) 指定管理者への指示等は、適時かつ適切に行われているか。

5 監査の主な実施手続

監査の対象となる産業振興財団及び産業政策課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年2月2日にヒアリングによる事情聴取を実施した。なお、調査に当たっては公認会計士の専門的知見を活用した。

6 監査対象団体の概要

(1) 設立目的

相模原市における産業の振興を図るため、経営の安定と発展、産業人材の確保と育成、国際化や情報化の促進等の事業を行い、もって地域経済の発展に寄与すること。

(2) 基本財産 200,000,000円

(うち相模原市出捐金80,000,000円)

(3) 事業の内容

平成 28 年度事業計画書に掲載されている事業は次のとおりである。

ア 中小企業経営の安定と発展に向けた事業

- (ア) ものづくり企業総合支援事業
- (イ) 国内展示会相模原ブース出展事業*
- (ウ) 相模原市トライアル発注認定製品出展事業
- (エ) 九都県市合同商談会*
- (オ) 国内見本市出展助成事業*
- (カ) 海外見本市出展助成事業*
- (キ) 相模原市制度融資事務事業
- (ク) 産学連携推進事業*
- (ケ) 商業・サービス業企業活性化事業*

イ 産業人材の確保・育成事業

- (ア) 中小企業工業団体活動促進事業*
- (イ) 人材育成等に係る事業への支援*
- (ウ) ものづくり人材育成事業

ウ 国際化の促進や産業経済情報の収集・提供に関する事業

- (ア) 国際化の支援に関するセミナーの開催*
- (イ) 海外展開アドバイザー事業
- (ウ) 海外成長市場獲得支援事業
- (エ) インターネット等情報提供事業*

エ 創業及び新事業創出の支援に関する事業

- (ア) 創業・起業総合支援事業*
- (イ) S O H O 支援事業*
- (ウ) コミュニティビジネス推進事業

オ 地域経済の振興に関する事業

- (ア) 産業会館運営事業

(*は補助金の充当事業)

(4) 決算状況

平成 27 年度及び平成 26 年度の決算の状況は次のとおりである。(なお、文中で用いる金額は万円未満を切り捨てた。(5)においても同じ。)

ア 事業成績

(ア)平成27年度及び平成26年度の比較正味財産増減計算書は表1のとおりである。

表1 比較正味財産増減計算書(平成27年度・平成26年度) (単位:円)

科 目	平成27年度	平成26年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益()	213,889,461	210,651,012	3,238,449
(2) 経常費用()	213,973,205	208,413,463	5,559,742
事業費	189,992,751	186,137,261	3,855,490
管理費	23,980,454	22,276,202	1,704,252
当期経常増減額	83,744	2,237,549	2,321,293
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	18,825	18,825
当期経常外増減額	0	18,825	18,825
税引前当期一般正味財産増減額	83,744	2,218,724	2,302,468
法人税、住民税及び事業税	20,000	20,000	0
当期一般正味財産増減額	103,744	2,198,724	2,302,468
一般正味財産期首残高	35,489,228	33,290,504	2,198,724
一般正味財産期末残高	35,385,484	35,489,228	103,744
指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	1,065,027	1,065,027	0
一般正味財産への振替額	1,065,027	1,413,527	348,500
当期指定正味財産増減額	0	348,500	348,500
指定正味財産期首残高	200,719,000	201,067,500	348,500
指定正味財産期末残高	200,719,000	200,719,000	0
正味財産期末残高	236,104,484	236,208,228	103,744

経常収益と経常費用については、産業会館の利用料金に係る利用料金収入と賃借料を内部取引消去した後の金額である。

平成27年度における事業成績は、経常収益2億1,388万円、経常費用2億1,397万円となっている。経常外収益及び経常外費用はなく、税引前当期一般正味財産増減額は、8万円の損失である。法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期一般正味財産増減額は10万円の損失で、その結果、一般正味財産期末残高は、3,538万円である。

指定正味財産は基本財産運用益が106万円あり、その全額を一般正味財産への振替額としているため、当期指定正味財産増減額はなく、その結果、指定正味財産期末残高は平成26年度と同額の2億71万円である。

一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高は、2億3,610万円である。

平成27年度は平成26年度と比較すると、経常収益は国内展示会相模原ブース出展事業に係る相模原市受託事業収入及び創業支援事業者補助金に係る受取国庫補助金が増加したことなどにより、323万円増加している。また、経常費用は国内展示会及び海外展示会の出展に係る賃借料が増加したことなどにより、555万円増加している。

なお、産業会館のパソコン研修事業に係る委託内容の変更に伴い経常収益の参加者負担金等及び経常費用の委託費がともに減少している。

(イ)平成27年度の会計別の事業成績を示す内訳表は表2のとおりである。

産業振興財団は、公益法人会計基準(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計に区分し、経理している。

表2 平成27年度正味財産増減計算書内訳表 (単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	176,352,719	17,198,273	23,910,486
(2) 経常費用	176,352,719	17,179,559	24,012,944
事業費	176,352,719	17,179,559	0
管理費	0	0	24,012,944

当期経常増減額	0	18,714	102,458
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	2,585,013	0	2,585,013
税引前当期一般正味財産増減額	2,585,013	18,714	2,687,471
法人税、住民税及び事業税	0	0	20,000
当期一般正味財産増減額	2,585,013	18,714	2,707,471
一般正味財産期首残高	927,755	0	36,416,983
一般正味財産期末残高	1,657,258	18,714	33,709,512
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	719,000	0	200,000,000
指定正味財産期末残高	719,000	0	200,000,000
正味財産期末残高	2,376,258	18,714	233,709,512

a 公益目的事業会計

中小企業経営の安定と発展に向けた事業、産業人材の確保・育成事業、産業会館運営事業(下記bに属するものを除く。)をはじめとする公益目的の事業に係る会計区分である。

経常収益は1億7,635万円であり、主なものは、指定管理料収入5,765万円、受取相模原市補助金5,066万円及び相模原市受託事業収入4,652万円である。経常費用は1億7,635万円であり、主なものは、委託費5,736万円及び給料手当3,403万円である。

この結果、当期一般正味財産は258万円増加している。

b 収益事業等会計

産業会館運営事業のうち、利用料金収入において利用者が販売行為を行う等の加算利用料金を徴収する場合に係る会計区分である。

経常収益は1,719万円であり、主なものは、指定管理料収入933万円及び利用料金収入743万円である。経常費用は1,717

万円であり、主なものは、委託費 9 2 4 万円及び水道光熱費 2 9 1 万円である。

この結果、当期一般正味財産は 1 万円増加している。

c 法人会計

産業振興財団の管理運営に係る会計区分である。

経常収益は 2 , 3 9 1 万円であり、主なものは、受取相模原市補助金 2 , 2 8 3 万円である。経常費用は 2 , 4 0 1 万円であり、主なものは、給料手当 9 9 6 万円である。

この結果、当期一般正味財産は 2 7 0 万円減少している。

イ 収益性

収益性に関する主な指標の状況は表 3 のとおりである。

表 3 収益性に関する主な指標

項 目	算 式	平成 2 7 年度	平成 2 6 年度
総資本経常増減額率	$\frac{\text{当期経常増減額}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	-0.03%	0.86%
総資本当期一般正味財産増減額率	$\frac{\text{当期一般正味財産増減額}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	-0.04%	0.84%
自己資本当期一般正味財産増減額率	$\frac{\text{当期一般正味財産増減額}}{\text{正味財産合計}} \times 100$	-0.04%	0.93%

総資本経常増減額率は総資本(負債合計 + 正味財産合計)に対する当期経常増減額の率、総資本当期一般正味財産増減額率は総資本に対する当期一般正味財産増減額の率、自己資本当期一般正味財産増減額率は自己資本(正味財産合計)に対する当期一般正味財産増減額の率を示している。

産業振興財団は公益財団法人であるため、平成 2 7 年度、平成 2 6 年度とも、収益と費用はおおむね均衡している。

ウ 財政状態

平成 2 7 年度末及び平成 2 6 年度末の比較貸借対照表は表 4 のとおりである。

表4 比較貸借対照表(平成27年度末・平成26年度末) (単位:円)

科 目	平成27年度末	平成26年度末	増 減
資産の部			
1 流動資産	30,235,895	33,340,436	3,104,541
2 固定資産	226,512,276	227,015,240	502,964
資産合計	256,748,171	260,355,676	3,607,505
負債の部			
1 流動負債	20,014,407	23,044,768	3,030,361
2 固定負債	629,280	1,102,680	473,400
負債合計	20,643,687	24,147,448	3,503,761
正味財産の部			
1 指定正味財産	200,719,000	200,719,000	0
2 一般正味財産	35,385,484	35,489,228	103,744
正味財産合計	236,104,484	236,208,228	103,744

平成27年度末における財政状態は、資産の部2億5,674万円、負債の部2,064万円、正味財産の部2億3,610万円である。

平成27年度と平成26年度を比較すると、資産の部は市からの受託事業に係る未収金が増加し、現金預金が減少したことなどにより360万円減少している。また、負債の部は退職金及び産業会館の予約管理システム導入に係る未払金が増加したものの、未払消費税等及び産業会館の利用料金に係る前受金が減少したことなどにより350万円減少している。

正味財産の部の増減については、5ページの表1のとおりである。

エ 安全性

安全性に関する主な指標の状況は表5のとおりである。

表5 安全性に関する主な指標

項 目	算 式	平成27年度末	平成26年度末
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	151.07%	144.68%

固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{正味財産合計}} \times 100$	95.94%	96.11%
借入金依存率	$\frac{\text{借入金}}{\text{資産合計}} \times 100$	0%	0%
自己資本比率	$\frac{\text{正味財産合計}}{\text{負債合計} + \text{正味財産合計}} \times 100$	91.96%	90.73%

(ア) 流動比率

短期的な負債を支払う資金がどの程度あるかを示す指標であり、比率が高いほど短期的な支払能力が高いことを示している。平成27年度は151.07パーセントで、前年度に比べ6.39ポイント上昇している。

(イ) 固定比率

事業活動に長期的に使用される固定資産が、どの程度返済義務のない資金で賄われているかを示す指標であり、一般的に100パーセント以下であることが望ましいとされている。平成27年度は95.94パーセントで、前年度に比べ0.17ポイント低下している。

(ウ) 借入金依存率

資産に占める借入金の割合を示す指標であり、比率が高いほど財務の健全性は低いとみなされる。平成27年度、平成26年度とも借入金はない。

(エ) 自己資本比率

事業活動に使用している資金総額が、どの程度返済義務のない資金で賄われているかを示し、資本構成から安全性を確認する指標である。比率が高いほど財政状態は安定していることを示している。平成27年度は91.96パーセントで、前年度に比べ1.23ポイント上昇している。

(5) 産業会館の概要

ア 所在地 相模原市中央区中央3丁目12番1号

イ 開館年度 平成5年度

ウ 主な施設 多目的ホール、展示室、国際商談室(特別会議室)、懇談室(中研修室)、大研修室、小研修室、OA研修室、多目的室

平成26年に懇談室を、平成28年に国際商談室を、会議、
研修等に利用できるよう改修している。

エ 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
オ 管理運営に係る収支の状況

平成27年度の産業会館の管理運営に係る収支の状況は表6のとおりである。

表6 平成27年度施設運営に係る収支決算書(抜粋) (単位：円)

科 目		決算額
収入の部	1 指定管理料収入	66,989,657
	2 利用料金収入	20,409,372
	3 事業収入	946,970
	4 雑収入	1,448,973
	収入合計(A)	89,794,972
支出の部	1 人件費	18,384,105
	2 物件費	71,392,153
	旅費交通費	2,552
	通信運搬費	507,071
	消耗品費	766,560
	備品費	31,104
	修繕費	4,114,000
	支払手数料	73,224
	賃借料	3,438,494
	保険料	11,310
	減価償却費	45,523
	委託費	47,314,151
	租税公課	1,146,900
	水道光熱費	13,890,494
雑費	50,770	
支出合計(B)	89,776,258	
収支差額(A) - (B)		18,714

平成27年度における収支の状況は、収入の部8,979万円、支出の部8,977万円であり、収支差額は1万円となっている。

収入の部の主なものは、指定管理料収入及び利用料金収入である。支出の部の主なものは、委託費、人件費及び水道光熱費である。

7 監査の結果

産業振興財団が行った市からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務並びに産業政策課が行った産業振興財団に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務については、次の注意事項を除きおおむね良好と認められた。

(1) 注意事項

ア 産業振興財団

(ア) 現金管理における規程等の整備について

公益財団法人相模原市産業振興財団会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)では日々の現金支払に充てるための手持現金は5万円を限度とする旨が規定されているが、平成25年1月に実施した前回の財政援助団体等監査において、会計処理規程に規定された限度額を超えて手持現金を保有している状況が散見されたことに対して、現金出納を適正に執行するため諸規程の見直しを図るよう口頭により要望していた。

しかしながら、記帳されている現金の出納状況に誤りは見られなかったものの、今回の監査においても、手持現金を管理するために会計処理規程に会計帳簿として規定されている「現金出納帳」とは別に、「預り金簿」に記載することにより管理しており、5万円を超えて手持現金を保有している状況が散見された。

今後、現金出納事務に当たっては、その保管・管理に関する規程等を整備することにより、適正に現金管理を行うよう注意する。

(イ) 出納事務に係る専決について

- a 平成28年度相模原市産業振興財団運営費補助金(2回目)及び平成28年度産業会館指定管理料(第1回)に係る振替調書について、公益財団法人相模原市産業振興財団事務局規程(以下「事務局規程」という。)では1,000万円を超える振替調書は専決事項とされていないにもか

かわらず、事務局長及び事務局次長がそれぞれ最終決裁者となっていた。

b 平成28年度事務所家賃ほか1件の支出予算執行伺及び平成28年度産業会館指定管理料(第2回)ほか1件に係る振替調書について、事務局規程では500万円を超え1,000万円以下の支出予算執行伺及び振替調書は常務理事の専決事項とされているにもかかわらず、当該支出予算執行伺は事務局長が、振替調書は事務局次長が最終決裁者となっていた。

今後、出納事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識するとともに、関係諸規程を遵守し、適正に事務を執行するよう注意する。

(ウ) 給与支給事務について

平成28年9月分の給与支給事務について調査したところ、産業振興財団では、職員の時間外勤務手当の算定において、9月1日から末日までの時間外勤務時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合、1時間に対するその端数の割合を基に算定していた。また、産業会館に勤務する臨時職員の労働報酬の算定においても同様であり、こうした算定に関する取扱いは産業振興財団では、平成28年1月分給与から、産業会館では平成26年4月分給与から行われていた。

しかしながら、公益財団法人相模原市産業振興財団職員給与規程(平成22年12月施行。以下「職員給与規程」という。)及び相模原市立産業会館の管理に関する協定書(平成26年3月24日締結。以下「協定書」という。)では、時間外勤務時間及び作業に従事した時間の算定における1時間未満の端数の処理について、30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる旨が規定されており、本来必要な見直しが行われぬまま給与支給事務の算定方法が変更されていた。

今後、給与支給事務を執行するに当たっては、早急に職員給与規程及び協定書を見直すよう注意する。

(エ) 市への提出書類について

a 平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金の精算書において、本来「給料手当」に計上すべき金額を、誤って補助対象科目ではない「雑費」に記載していた。

b 産業会館の指定管理業務に関する平成27年度の年間事業計画書及び事業報告書において、指定管理業務として実施している業務のほか、市からの受託事業及び補助金の対象事業を併せて記載していた。

今後は、補助事業や指定管理業務に関する書類の作成に当たっては、その重要性を再認識し、適正に事務を執行するよう注意する。

イ 産業政策課

(ア) 補助金の精算事務について

平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金の精算事務において、産業振興財団から、本来「給料手当」に計上すべき金額を誤って補助対象科目ではない「雑費」に計上した精算書の提出を受け、これに基づき精算を行っていた。

補助金交付事務に当たっては、その事務の重要性を再確認し、相模原市産業振興財団運営費補助金交付要綱(平成19年4月制定)などの関係諸規程に基づき適正に執行するよう注意する。

(イ) 指定管理業務に係る事業計画及び事業報告について

産業振興財団から提出された、産業会館の指定管理業務に関する平成27年度の年間事業計画書及び事業報告書において、指定管理業務のほか、市からの委託事業及び補助金の対象事業が誤って記載されていたが、そのまま承認していた。

今後は、指定管理業務に係る事務の執行に当たっては、事業計画書等の記載内容の精査・確認を十分行うよう注意する。

(ウ) 備品の管理について

産業会館における備品について、一覧表による管理はされていたものの、相模原市物品規則(平成4年相模原市規則第11号)に定められている、備品管理カードの整備及び備品整理票の貼付等が確認できないものが散見された。

今後は、指定管理者との十分な連携を図り、相模原市物品規則に基づき適正に事務を執行するよう注意する。

8 意見

補助金の見直し指針(平成23年11月30日策定)では、事業費補助金に対す

る補助金額及び補助率の妥当性を検証するとともに、運営費補助金に対する団体の公益性及び社会貢献度の検証を行うために補助事業実績調書を作成することとされている。さらに、補助事業実績調書は、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするために、市ホームページに掲載されている。

今回、平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金について調査したところ、補助事業実績調書の事業担当課評価欄に、「(前略)経営課題の解決に向けた企業支援を行うことで、地域産業の振興につながっている」と記載されていたが、どのように評価したかの具体的な理由について記載されていなかった。

補助事業実績調書は、行政自らが第三者的な視点で補助金の評価・見直しを行った結果を市民に説明するものとなることから、評価の理由について、審査に当たって留意した事項等を踏まえ具体的に記述することが必要である。

今後、補助金の評価を行うに当たっては、補助事業実績調書に具体的な理由を記載することにより、市民への説明責任を果たされたい。